

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年9月 21 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第2200304号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第2200065号

第1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA社における平成10年8月1日から平成12年10月1までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。平成10年8月及び同年9月の標準報酬月額については9万8,000円から22万円、同年10月から平成12年9月までの標準報酬月額については9万8,000円から24万円とすることが必要である。
平成10年8月から平成12年9月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成10年8月1日から平成12年11月4日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う額となっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成10年8月1日から平成12年10月1までの期間について、オンライン記録によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、平成10年8月及び同年9月は22万円、同年10月から平成12年9月までは24万円と記録されていたところ、平成11年12月6日付けで、平成10年及び平成11年の定時決定の記録が取り消され、平成10年8月1日に遡って標準報酬月額が9万8,000円に減額訂正され、当該減額訂正後の標準報酬月額は平成12年10月の定時決定まで継続していることが確認できる。

また、A社に関する滞納処分票により、同社は、標準報酬月額の遡及減額訂正処理が行われた平成11年及びその前後期間において、社会保険料を滞納していたことが確認できるところ、オンライン記録により、請求期間に厚生年金保険被保険者記録を有する者のうち、請求者のほかに事業主を含む40人に当該処理が行われていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成11年12月6日付けで行われた遡及減額訂正処理は

事実に即したものとは考え難く、請求者について、平成10年8月1日に遡って当該処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間のうち、平成10年8月1日から平成12年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た、平成10年8月及び同年9月は22万円、同年10月から平成12年9月までは24万円に訂正することが必要である。

- 2 請求期間のうち、平成12年10月1日から同年11月4日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、同年10月の定時決定により標準報酬月額が9万8,000円と記録されており、同年11月16日付で処理されていることが確認できるところ、当該処理について、記録を訂正する等の不自然な点は見当たらない。

また、A社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の事業主に照会を行うも回答を得られないほか、請求者は給与明細書等の資料を保有していないことから、請求者の平成12年10月1日から同年11月4日までの期間に係る報酬月額及び保険料控除について確認できない。

このほか、平成12年10月1日から同年11月4日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間のうち平成12年10月1日から同年11月4日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第2200377号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（国）第2200022号

第1 結論

平成2年*月から平成3年3月までの請求期間、平成10年4月から平成13年11月までの請求期間、平成14年10月から平成18年12月までの請求期間及び平成19年7月から平成20年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めるとはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和45年生

住 所：

2 請求内容の要旨

- 請求期間：
① 平成2年*月から平成3年3月まで
② 平成10年4月から平成13年11月まで
③ 平成14年10月から平成18年12月まで
④ 平成19年7月から平成20年6月まで

私は、これまで16回に渡り請求期間に係る国民年金保険料の納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。請求期間の国民年金保険料を毎月きちんと納めてきたことは間違いないので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、同一の請求期間について、過去に16回の訂正請求を行っており、納付方法等については、一部主張を変えているものの、i) 請求者は、請求期間を含めて20歳になった平成2年*月から、国民年金保険料（以下「保険料」という。）を納付書が送付されてくるたびに、その納付書を使って毎月きちんと納付した旨陳述しているところ、オンライン記録によると、平成2年*月及び平成19年1月から同年6月までの保険料は、いずれも厚生年金保険加入中に重複納付した他の期間の保険料が充当されていることが確認できることから、請求者の主張と符合しないこと、ii) 平成14年10月11日の国民年金被保険者資格取得及び平成20年7月1日の同資格喪失が平成21年2月13日に処理されていることが確認できることから、当該処理時点まで、請求期間③及び④を含む平成14年10月から平成20年6月までの期間は、国民年金の未加入期間とされ、納付書が発行されることなく、保険料を納付することはできないこと、iii) 請求者が請求期間①に係る成人して間もない頃の保険料の納付場所であったとするコンビニエンスストアでは、当時、保険料を納付することはできない（コンビニエンスス

トアでの納付は、平成16年2月開始)こと、iv)請求期間は合計で*か月であり、行政機関がこれほどの長期間の事務処理を誤ったとは考え難いことなどから、いずれも年金記録の訂正是必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、前回同様に納付場所について、コンビニエンスストア以外で請求期間の国民年金保険料を納めたとして、17回目の訂正請求を行っているものの、請求者から新たな資料等の提出はなく、請求期間の保険料の納付に関して当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと認めるることはできない。